

男女共同参画社会と女性の人権

女性と男性が性別に関わりなく、あらゆる分野で個性と能力を発揮できるのが「男女共同参画社会」です。

男女共同参画社会を実現するためには、男女が平等でなければなりません。しかし現実には「男は仕事、女は家庭」等の性別による役割分担意識や、男女間の賃金格差、就労・昇任での不当な扱いなどの差別があります。

また、配偶者や恋人からの暴力「DV(ドメスティック・バイオレンス)」や、性的な言動による嫌がらせ「セクシャル・ハラスメント」、つきまとい等のストーカー行為といった人権侵害も起こっています。

性別による偏見や差別意識にとらわれず、互いに尊重し合い、女性も男性も自分らしく活躍できる社会をつくりましょう。



すみだ女性センター (押上2-12-7-111)

男女共同参画に関する講座・講演会の開催や、会議室・ホール等の貸出しのほか、専門のカウンセラーによる相談も行っています。

■女性のためのカウンセリング&DV相談

【相談日時】月・火・水・金曜日と第2土曜日の午前10時~午後4時(祝日・年末年始を除く)

【費用】無料**【申込み】**事前に、すみだ女性センター ☎5608-1771へ *面談のほかにも、相談専用電話 ☎5608-1772での相談も可

障害者の人権

障害のある人が障害のない人と同じように日常生活を送ることができる社会を実現するためには、道路の段差や建物等のエレベーター未設置などの物理的なバリア(障壁)のほか、障害者への理解不足や誤解から生じる偏見・差別といった私たちの心のバリアを取り除く必要があります。

平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行され、障害を理由とした不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、障害のある人への合理的な配慮が求められます。障害のある人もない人も、共に社会の一員として自立した生活が送れるよう、様々なバリアをなくしていきましょう。

墨田区24時間障害者虐待通報ダイヤル

地域等で虐待を受けたと思われる障害者を見つけた方や、ご自身が虐待をしてしまったと悩んでいる方はご連絡ください。

【費用】無料 *利用に伴う通話料金は自己負担**【通報先】**
☎3625-1103・FAX5608-6423・✉sumida.syougai.gcall@dsn.co.jp



身近な人権 考えてみ

人権——それは、全ての人自分が自ら利です。しかし実際には、偏見や差別うした人権侵害をなくすためにも、人**【問合せ】**人権同和・男女共同参画課人

外国人の人権

言語や宗教、文化、生活習慣が違うという理由で、身近で生活している外国人に対し、偏見や先入観を持って接していることはないでしょうか。例えば、外国人というだけで、住宅の賃貸や商店への入店を拒否したり、就労に関し不合理な扱いをしたりするといったことが起きています。

また、特定の国籍の外国人を排斥する差別的・侮辱的言動が、いわゆるヘイトスピーチとして取り上げられ、社会問題となっています。

国籍や人種等で判断するのではなく、その人自身を知り、お互いを尊重することができる多文化共生社会を作りましょう。

国はちがって同じ人間
私は、海外へ行くのが好きです。海外へ行くと、他の国の人と接して新しい発見に出合えるからです。一年生の頃、韓国に行きました。韓国の人は、私たちが笑顔で温かく迎えてくれました。焼肉店へ行つたときは、明るい店員さんが「コンニチハ」と日本語であいさつをしてくれました。遊園地では、日本人で言葉の通じない私に、身ぶり手ぶりで説明をしてくれた人もいました。(中略)言葉が通じなくても、お互いに心と心が通じ合えたということに感動しました。
でも帰国後は、日本と韓国は過去の歴史をめぐって対立しているということを聞きました。お互いの国を批判するような言葉も聞きました。同じ人間なのに、どうして対立したり非難し合ったりするのか不思議に思います。また、国同士が問題となっていないのは、あくまで過去の問題です。未来をつくっていく私たちが、互いに悪いイメージをもってはいけません。それに一部のニュースのみで判断しないで、「韓国人はいやだ」「日本人はきらい」などと決めつけてはいけなと思っています。(中略)周りの話をう飲みにして判断せず、相手を尊重する心をもつて接したいです。そうすれば、たとえ国は違っても同じ人間同士、過去の悲しい歴史に関係なく理解し合えると思います。私は将来いろいろな国へ行き、多くの人と接し、新しい発見をしたいです。

子どもたちの
人権メッセージ
二葉小学校6年
吉鶴 あかりさん



☎ = 電話 FAX = ファクス ✉ = Eメール 🌐 = ホームページアドレス

子どもの人権

子どもは社会の未来を担う、かけがえのない存在です。

しかし、体罰や虐待、いじめ、児童買春、児童ポルノなど、子どもの自尊心を傷つけ、心身の健全な成長を妨げる重大な人権侵害が問題となっています。

子どもの健やかな成長を守るのは大人の役目です。子どもが出すサインや変化に気を配り、地域や社会全体で見守っていきましょう。



同和問題（部落差別）

封建時代の身分制度や歴史的・社会的に形成された差別により、生活の様々な場面で厳しい制限等を受けた人々が住まわされていた場所を、「同和地区(被差別部落)」といいます。同和問題とは、この同和地区出身の人々に対するいわれのない差別です。

同和地区出身を理由に結婚・就

職などで差別したり、公共施設等に差別的な落書きをしたりすることが、現実起きています。また、インターネットを利用した差別的な書き込みも後を絶ちません。

このような差別をなくすためにも、私たち一人ひとりが同和問題について正しく理解し、差別を許さないことが大切です。

社会福祉会館（東墨田2-7-1）

区民福祉の向上と人権啓発の拠点として、同和問題をはじめ様々な観点から事業を実施しているほか、施設の貸出し等も行っています。子どもから高齢者までを対象とした様々な事業がありますので、ぜひ、お立ち寄りください。

について ましよう

しく幸せに生きるために持っている権利による人権侵害が起きています。この権利について正しく理解しましょう。

権同和担当 ☎5608 - 6322

ホームレスの人の人権

自立の意思がありながら、失業や家庭問題など様々な事情により野宿生活を余儀なくされているホームレスの人たちがいます。

近年、ホームレスの人が襲われたり、嫌がらせを受けたりするといった人権侵害が発生しています。その動機のひとつは、ストレスのほけ

口として、「ホームレスの人になら暴力を振るってもいい」という偏見や差別意識によるものです。

私たち一人ひとりが、ホームレス問題を社会全体の問題として考え、偏見や差別意識をなくし、社会的に弱い立場にいる人を支えていくことが大切です。

高齢者の人権

急速に高齢化が進む中、豊かな高齢社会を実現するためには、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続け、若い世代とともに社会活動に参加できる環境をつくることが重要です。

しかし、年齢を理由に社会参加の機会を奪われたり、住宅の賃貸を拒否されたりすることが起きています。

また、高齢者に対し、親族等が暴力を振るう、無視する、財産を奪う・本人のために使わない、

介護・世話を放棄するといった事例も生じています。このような問題は、介護の負担や認知症に対する理解不足によるストレスが大きな要因となって起こることが多いため、適切な介護サービスや相談窓口を利用して、介護者の負担を軽減することが大切です。

高齢者が年齢を重ねることに喜びを感じ、笑顔で毎日を過ごせるよう、地域全体で支えていきましょう。



人権擁護委員の活動

人権擁護委員は、私たちの地域の一員であり、区市町村長からの推薦により法務大臣の委嘱を受けた、人権擁護への理解が深い方です。区内では13人の人権擁護委員が委嘱され、皆さんの人権が侵害されないよう見守り、人権啓発のための様々な活動を行っています。

「相談できる場所がある」ことを知ってほしいです

人権擁護委員 戸田美穂さん(左)、庄司道子さん(右)

人権に関する相談をはじめ、「人権の花運動」などの啓発活動を行っています。

人権に関する相談は様々ですが、今まで自分が培ってきた経験を活かしてアドバイスをしたり、より踏み込んだ手助けをしてもらえるよう法務局等に報告したりしています。人権に関する悩みを抱えている方は多いと思いますが、それを相談できる場所があることを知ってほしいです。一人で抱え込まないで、まず、私たちに話してみてください。



人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください

法律・人権相談

【相談日時】毎週月・水・金曜日
▶午前10時～11時半 ▶午後1時～4時 *1回30分 *祝日、年末年始を除く【ところ】すみだ区民相談室(区役所1階)
【費用】無料【申込み】相談当日の午前9時から電話で、すみだ区民相談室 ☎5608 - 1616へ

東京法務局での人権相談

▶常設相談(全国共通人権相談ダイヤル) ☎0570 - 003 - 110 *面接による相談もあり ▶子どもの人権110番 ☎0120 - 007 - 110 ▶女性の人権ホットライン ☎0570 - 070 - 810【受付時間】午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) *PHS・IP電話からは利用不可